

あきる野市 議会だより

平成19.5.1

NO. **47** **3**

発行／あきる野市議会 編集／議会報編集特別委員会 TEL 558-1111 〒197-0814 あきる野市二宮350



さわれる土曜日・体験教室「糸紡ぎをしてみませんか？」(旧市倉家住宅にて)

第1回(3月)定例会

- **第1回(3月)定例会**
第1回(3月)定例会を開催し、提出された議案を慎重に審議... P 2
- **平成19年度予算可決**
予算特別委員会を設置し、2日間にわたり審査..... P 4
- **一般質問**
聞いてみたいな、こんなこと(質問者22名)..... P 6
- **あきる野ウォッチング**
あんなとこ、こんなとこ(横沢)..... P 18

平成19年第1回(3月) 定例会の概要

平成19年第1回(3月)定例会は、2月28日に開会し、3月28日まで29日間の会期で行われました。

定例会初日は、平成19年度施政方針が行われ、その後、市長から提出のあった議案を審議し、補正予算等の採決や議案の委員会付託などが行われました。

3月6日・7日・8日の3日間は、常任委員会が開催されました。6日には総務文教委員会、7日には環境建設委員会、8日には福祉委員会の各常任委員会が開催され、付託された議案の審査などが行われました。

3月12日から14日までの3日間は、22名の議員による一般質問が行われました。3月16日・19日には予算特別委員会が開催され、平成19年度の一般会計予算と6件の特別会計予算が審査されました。

最終日の3月28日には、総務文教・環境建設の各常任委員長、予算特別委員長の委員会審査の報告を受けて、質疑・討論の後、採決が行われました。

3月定例会で決まったこと

市長提出議案(31件)

議案

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

人権擁護委員の尾崎昌子氏は、平成19年6月30日をもって任期満了となるので、その後任者として岸野トシ子氏を候補者として推薦するため、議会に意見を求めるものです。任期は、法務大臣の委嘱の日から3年となります。(全会一致で適任と認める)

あきる野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の健康管理及び勤務時間数の総量を抑制するため、週休日に半日出勤した職員についても振替ができるよう、規定を整備するものです。

あきる野市国民健康保険条例及びあきる野市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改

正する法律(平成18年法律第106号)による結核予防法(昭和26年法律第96号)の廃止に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)及び予防接種法(昭和23年法律第68号)が改正されたため、規定を整備するものです。

あきる野市下水道条例の一部を改正する条例

下水道法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第354号)の施行に伴い、規定を整備するものです。

あきる野市副市長定数条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、助役に代えて副市長を設置し、定数を定めるものです。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

あきる野市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

市道路線の廃止について

あきる野市引田871番1先から同863番1先までの市道路線を、道路としての機能がなくなったため、廃止するものです。

市道路線の変更について

あきる野市引田874番1先から淵上305番1先までの市道路線の内、起点地番の変更が生じたため、引田875番10先から淵上305番1先までに、変更するものです。

市道路線の変更について

あきる野市戸倉533番1先から同527番2先までの市道路線を、開発区域内道路へ付け替え等をするため、同533番1先から同530番2先までに、変更するものです。

議案審議

秋川衛生組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、収入役を廃止し、会計管理者を設置するため、協議により規約を改める必要があり、同法第290条の規定に基づき、提案されたものです。

西秋川衛生組合規約の変更について

内容については、秋川衛生組合規約の変更と同様になります。

秋川流域斎場組合規約の変更について

内容については、秋川衛生組合規約の変更と同様になります。

東京都町村職員退職手当組合規約の改正について

内容については、秋川衛生組合規約の変更と同様になります。

東京都町村議会議員公務災害補償等組合規約の改正について

内容については、秋川衛生組合規約の変更と同様になります。

東京市町村総合事務組合規約の改正について

内容については、秋川衛生組合規約の変更と同様になります。

（以上、全会一致で原案を可決）

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等に該当する者が、本市を定置場とする軽自動車を取得したことに伴い、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、軽自動車税の賦課徴収の特例に

関係し、必要な事項を定めるものです。

あきる野市十里木・長岳観光施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基

づき、あきる野市十里木・長岳観光施設（秋川溪谷瀬音の湯）の指定管理者を新四季創造株式会社

に指定するものです。

あきる野市ふるさと工房五日市に係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、あきる野市ふるさと工房五日市の指定管理者を新四季創造株式会社

に指定するものです。

平成18年度あきる野市一般会計補正予算（第3号）

補正予算額については、下の表をご覧ください。

（以上、賛成多数で原案を可決）

平成18年度あきる野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成18年度あきる野市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成18年度あきる野市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

（以上、全会一致で原案を可決）

平成18年度あきる野市受託水道事業特別会計補正予算（第1号）

（以上、全会一致で原案を可決）

平成19年度あきる野市一般会計予算

詳細は4・5頁をご覧ください。

平成19年度あきる野市老人保健特別会計予算

平成19年度あきる野市介護保険特別会計予算

（以上、賛成多数で原案を可決）

平成19年度あきる野市戸倉財産区特別会計予算

平成19年度あきる野市下水道事業特別会計予算

平成19年度あきる野市受託水道事業特別会計予算

（以上、全会一致で原案を可決）

議員提出議案（4件）

少子化対策の強化を求める意見書

医師不足を解消し地域医療の充実を求める意見書

あきる野市議会委員会条例の一部を改正する条例

あきる野市議会会議規則の一部を改正する規則

（以上、全会一致で原案を可決）

平成18年度 会計別補正予算額

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額	
一般会計	284億1545万2千円	1億0231万8千円	283億1313万4千円	
特別会計	国民健康保険	67億6276万2千円	3億0426万4千円	70億6702万6千円
	介護保険	36億1811万9千円	1億3404万8千円	37億5216万7千円
	下水道事業	32億3283万0千円	1782万7千円	32億1500万3千円
	受託水道事業	12億4730万0千円	2億1578万0千円	10億3152万0千円

平成19年度予算可決

平成19年度歳入歳出予算について

予算特別委員会を設置し、2日間にわたり審査

平成19年度の一般会計予算と6件の特別会計予算は、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、3月16日・19日の2日間にわたり、審査を行いました。

委員会では、活発な議論を行い、慎重な審査の結果、平成19年度の一般会計予算及び6件の特別会計予算はすべて、原案のとおり可決されました。

予算特別委員会による2日間の審査の後、最終日の3月28日の本会議において、予算特別委員会の委員長が審査報告を行い、その報告を受け、質疑や討論が行われました。その後、平成19年度の一般会計予算及び6件の特別会計予算の採決が行われ、すべて原案のとおり可決されました。



予算特別委員会での採決

会計別予算額

会計名	平成19年度当初予算額	平成18年度当初予算額	増減率	
一般会計	242億3570万3千円	272億8780万7千円	11.2%	
特別会計の内訳	国民健康保険	79億6877万3千円	64億4751万5千円	23.6%
	老人保健	45億4462万6千円	45億8494万3千円	0.9%
	介護保険	39億6963万4千円	34億8352万7千円	14.0%
	戸倉財産区	1380万4千円	1425万4千円	3.2%
	下水道事業	33億1997万1千円	32億3272万3千円	2.7%
	受託水道事業	10億9070万0千円	12億4730万0千円	12.6%
	小計	209億0750万8千円	190億1026万2千円	10.0%
合計	451億4321万1千円	462億9806万9千円	2.5%	

対 反

日本共産党

あきる野市議団

第一は、住民税のフラット化、定率減税の廃止で約11億6千万円もの市民の負担増予算になっていることである。

第二は、住民税の増税や国の三位一体改革により、地方交付税が大幅削減になっていることである。

第三は、開発優先の失政が問われる問題である。合併前の秋川市時代、工場誘致のために購入した土地開発公社の土地が売れず、毎年その処理のために補助金を支出している。平成18年度は1億9千万円、19年度は1億4千万円も予算を組んでいる。この予算が福祉・教育予算の削減に大きく影響していると思われる。

第四は、市民サービスが後回しになっていることである。下水道料金は東京一高く、保育料は三多摩で二番目に高く、国民健康保険税は2年連続の値上げ、わずか25万円の市民絵画展・写真展も廃止し、るのバスは乗客が増えているにもかかわらず1台のままである。

日本共産党あきる野市議団は、税金の使い方を開発優先から、市民のくらし・福祉優先に使うべきであると強く主張してきた。今回、市民団体から提出された温泉問題に関する「事務監査請求」は、地方自治体の税金の使い方が問われる問題として意義深い内容を持っている。以上の点を揚げ、反対の討論とする。

賛 成

清風会

平成19年度一般会計予算総額は、2442億3570万3千円で前年度比11・2%の減となっている。市債残高の減少を図るために市債が9940万円に抑制されている。予算編成には行政評価システムを活用した「施策別枠配分方式」により、一般財源の効果的な配分が図られた予算であると評価する。

歳入については、高い水準を確保している税の徴収率について今後も期待する。また、地方交付税は、前年度比13・9%の減で今後の財源確保に重要な課題と思われる。

歳出については、バス路線の再編の準備として「地域公共交通会議委員報酬」が計上され、今後の街づくりを期待する。乳幼児医療費助成経費の緩和に続き、義務教育就学児の医療費助成事業が創設され、未来を支える子ども子育て支援策が図られている。「めざせ健康あきる野21計画」では医療費の抑制につながるものと期待する。また、「秋川渓谷瀨音の湯」がオープンする。当市の魅力を十分にPRし、観光客が満足できるような取り組みを期待する。土木費も前年度比25・7%の減で、東京都からの総合交付金を活用した取り組みを願いたい。限られた財源で有効かつ効果的な行政運営を推進していただくように願う、賛成の討論とする。

賛 成

公明党

平成7年の合併以来、「新市建設計画」に基づき、住民福祉の向上と魅力的なまちづくりに向けて取り組んできた多くの施策は、大変厳しい財政状況の中でありながら、行政改革の推進などにより、着実に計画を進めた結果であると評価できる。

平成19年度の一般会計予算では、新市建設計画の終了により、予算総額は前年度より、大幅な減額となっている。また、現在おかれている厳しい財政状況の中で、投資的経費を抑制し、市債の発行を最小限にとどめながらも、緊急の課題である学校施設の耐震化事業や市民の健康増進に向けた取り組み、更に、公明党が子育て支援の一環として推進した義務教育の児童・生徒に対する医療費の負担を軽減するための助成事業など、現状に即した予算配分がなされたものと評価できる。

今後も、地方自治体の財政を取り巻く環境は大変厳しい状況にあるが、地方分権の時代にふさわしい堅実な財政運営に努め、活力あるまちづくりを進めていただくことをお願いし、賛成討論とする。